

令和 8 年 3 月 31 日  
平川市告示第 60 号

## 平川市あおもり出会いサポートセンター利用促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 この告示は、結婚を希望する男女の出会いと結婚を支援するため、結婚を前提として活動する者が、「あおもりマッチングシステム『A I (あい) であう』」の登録に要する経費の一部に対して、予算の範囲内で交付することに関し、平川市補助金等の交付に関する規則（平成 1 8 年平川市規則第 5 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マッチングシステム あおもり出会いサポートセンター（以下「センター」という。）が運営するマッチングシステム「A I (あい) であう」のことをいう。
- (2) 市税等 市税その他市の債権に係る徴収金をいう。

### (補助対象者)

第 3 条 補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平川市に住民票を有する者
- (2) マッチングシステムに登録しようとする者
- (3) 市税等の滞納がない者
- (4) マッチングシステムの利用登録に係る他の助成等を受けていない者

### (補助対象経費)

第 4 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、マッチングシステムの利用登録に要した経費とし、当該年度の 4 月 1 日以降に要した費用を対象とする。

### (補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、5 千円とする。

### (交付の方法)

第 6 条 市長は、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に代わり、補助金をセンターに対して支払うことができる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、マッチングシステムへの登録前かつ当該年度の2月末日までに、平川市電子申請サービスにより、申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請には、マイナンバーカード、運転免許証その他本人確認できるものの写しを添えるものとする。

(交付決定及び認定証の交付)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定者に対し平川市あおもり出合いサポートセンター利用促進補助金交付決定認定証（別記様式第1号。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、前条の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して、平川市あおもり出合いサポートセンター利用促進補助金不交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者へ通知するものとする。
- 3 交付決定者は、当該決定を受けた年度の3月10日までに、センターにおいてマッチングシステムへの登録の手続きを行うものとし、その際、当該認定証を提示しなければならない。
- 4 前項の場合において、交付決定者は、登録料から補助金の額を控除した額をセンターに支払うものとする。

(精算事務)

第9条 センターは、前条第3項の規定により認定証を提示した者の実績を取りまとめ、その合計額を3月20日までに、市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し、速やかに補助金を支払うものとする。

(助成金の返還等)

第10条 市長は、交付決定者が、偽りその他不正な手段により当該決定を受けたと認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 前項の規定により補助金の返還請求を受けた者は、遅滞なく請求された補助金を返還しなければならない。

(その他必要な事項)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月8日平川市告示第205号）

この告示は、令和5年9月8日から施行する。

附 則（令和8年3月31日平川市告示第60号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

平川市長

平川市あおもり出会いサポートセンター利用促進補助金交付決定認定証

年 月 日付けで申請のあった平川市あおもり出会いサポートセンター利用促進補助金について、同要綱第7条の規定により下記のとおり交付決定し、認定証を交付します。

記

1. 補助金交付決定額 金 5, 000円
2. 認定証有効期限 申請のあった年度の3月10日まで
3. 利用上の注意  
センターでの登録手続きの際、本証（画面提示または写し）を提示し、登録料から決定額を控除した額を支払ってください。

別記様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

平川市長

## 平川市あおもり出会いサポートセンター利用促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった平川市あおもり出会いサポートセンター利用促進補助金について、審査の結果、下記の理由により交付しないことに決定したので、平川市あおもり出会いサポートセンター利用促進補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

### 記

#### 1. 不交付の理由

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、平川市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、平川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。